



うきは情報クリップ

P3~15



お知らせ



募集



学び



イベント



7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお届けします。

■ 保険料の決まり方

保険料は、加入者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と、個人ごとの総所得金額等（注1）に応じて負担する「所得割額」との合計になります。

保険料額 (年額) (10円未満切り捨て)	=	均等割額 55,687円	+	所得割額 〔総所得金額等※1 - 基礎控除額※2〕 × 10.77% (所得割率)
-----------------------------	---	-----------------	---	---

※注1「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除額」、「給与収入－給与所得控除額」、「事業収入－必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。
 ※注2「基礎控除額」とは、合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円ですが、2,400万円を超える場合は異なります。

■ 令和3年度の保険料軽減措置

世帯の所得状況に応じて、均等割額が軽減されます。

これまで特例により緩和されていた7.75割軽減については、令和3年度から本則どおりの7割軽減になります。

対象者の所得要件 〔同一世帯※3内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額※4の合計額〕	軽減割合 (軽減後の均等割額の年額)	
	本則	令和3年度
43万円(基礎控除額) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) ※注5以下	7割	7割 (16,706円)
43万円(基礎控除額) + 28.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) ※注5以下	5割	5割 (27,843円)
43万円(基礎控除額) + 52万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) ※注5以下	2割	2割 (44,549円)

※注3「同一世帯」とは、4月1日時点(年度途中で75歳になる方、県外からの転入者等はその時点)の世帯が基準となります。

※注4「軽減対象所得金額」とは、基本的に総所得金額等と同額ですが、満65歳以上の方の公的年金は、「公的年金等収入－公的年金等控除額－特別控除額15万円」となる等、例外があります。

※注5 下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主が、給与所得または公的年金等に係る所得を有する場合に適用されます。

■ 後期高齢者医療制度に加入する前日まで、社会保険の被扶養者であった方

所得割額はかかりません。また、制度加入時から2年間に限り、均等割額の軽減措置(5割軽減)を受けることができます。(軽減後の保険料：年額27,843円)なお、均等割額が7割軽減に該当する方は、7割軽減が優先となります。

■ 保険料の減免制度について

災害や失業等により保険料の納付が困難となったときに、減免できる場合がありますので、ご相談ください。

● 問合せ 市民生活課国保・年金係 ☎75-4973
後期高齢者医療お問い合わせセンター ☎092-651-3111